

**校 訓**  
**「至実明錬 同窓異彩」**

至実明錬とは、「実直な行いに努め、真なるものの最高に達し、聡明で熟練している」という意味。

同窓異彩とは、「同じところで勉学に励みながらも、それぞれの生徒が異なった個性を伸張させ、人と違ったありさまに成長していく」という意味。

**1 遅刻・欠席の指導について**

(1)朝のSHRの時間に、遅刻・欠席した日数が一定数を超えた場合、学年と生徒部とが協力し、対象生徒に対して特別指導(懲戒を含む)を行う。

(2)遅刻や欠席において、正当な理由(教務規定による出席扱、出席停止、忌引の取扱)、及び病気や事故等による長期入院と判断した場合は、回数には含まない。また、長欠者については、職員会議等で協議し、対象であるかの判断を行う。

(3)遅刻・欠席指導において、特別指導の対象となる回数及び指導法等について

回数	指導法及び期間について
8回	学年主任嚴重注意
16回	学務部長嚴重注意 生活改善指導(3日間)
25回	生徒部長嚴重注意 生活改善指導(5日間)
35回以降	停学
10回単位	学校謹慎個別指導(無期)

(4)その他

朝のSHRの遅刻・欠席が25回を超えた生徒は、学校生活を中心とした生活習慣が整っていないと判断し、如何なる理由があれ、アルバイトの許可を行わないと共に、既にアルバイトを行っている生徒については、直ちにアルバイトを禁止する。また、一旦禁止した生徒のアルバイトの許可については、数ヶ月間学校生活を行う上で、基本的な生活習慣が身に付いたと生徒部会、職員会議等で判断した者のみ、再度許可をする。

## 2 服装指導について

### (1) 制服等の着用法及び規定について

#### ア 男子制服について

##### (ア) 冬服着用時について

- 学校指定の学生服を着用する。
- インナーの色は白・黒・紺・グレー・茶で、裾(すそ)や袖口(そでぐち)、詰め襟(えり)からはみ出さないようにし、上衣のボタンは全て留めて着用する。

##### (イ) 夏服着用時について

- 学校指定のプルオーバー、スラックスを着用する。
- 下着は必ず着用し、色は白・黒・紺・グレー・茶の無地のものをズボンの中に入れて着用する。
- プルオーバーのボタンは、原則として全て留めて着用する。

##### (ウ) 中間服着用時について

- 冬服での登校時、夏服のプルオーバーを着用している場合に限り、上衣を脱ぐことができる。但し、インナーの色は白・黒・紺・グレー・茶の無地のものとする。
- 夏服のプルオーバーの上に V ネックセーターまたはカーディガンを着用できる。V ネックセーターまたはカーディガンの色は白・黒・紺・グレー・茶の無地のものとする。

##### (エ) その他

- 靴下は白・黒・紺・グレーで丈はくるぶしが隠れるものに限る。

#### イ 女子制服について

##### (ア) 冬服着用時について

- 学校指定のセーラー服にネクタイをつけて着用する。
- セーラー服の上にVネックセーターまたはカーディガンを着用できる。
- インナーの色は、白・黒・紺・グレー・茶で、裾(すそ)や袖口(そでぐち)、襟(えり)から見えなようにし、胸元のスナップは上まで閉めて着用する。

##### (イ) 夏服着用時について

- 学校指定の夏用セーラー服にネクタイをつけて着用する。
- インナー等の色は白・黒・紺・グレー・茶の無地のものを必ず着用し、スカートの中に入れ、裾(すそ)や袖口(そでぐち)から見えなようにすると共に、胸元のスナップを閉めて着用する。

##### (ウ) 中間服着用時について

- 夏のセーラー服の上にVネックセーターまたはカーディガンを着用できる。V ネックセーターまたはカーディガンの色は白・黒・紺・グレー・茶の無地のものとする。

##### (エ) その他

- スカート丈は、両膝をついて正しいウエスト位置から床までの長さとする。また、スカートの折り曲げは厳禁。ウエストの位置で正しく着用し、改造等を行った場合は再購入とする。

○靴下は、白・黒・紺・グレーで丈はくるぶしが隠れるものに限る。(ルーズソックスやニーハイソックス、模様入り等は不可)

○タイツは、冬期のみ黒の無地に限る。靴下の柄はワンポイントのみ可とする。

ウ その他の規定について

(ア)カバンは、学校指定のもの。(改造した場合は、再購入とする)。

(イ)通学靴は黒のローファー、または白・黒単色のスニーカーとする。

(ウ)防寒着について

○「自転車通学」を行う生徒はヘルメットが白でない場合、白を基調としたものとする。

○その他の生徒の中で、防寒着を必要とする場合は、白・黒・紺・グレーを基調としたものにする。

○マフラーは、華美なものでは認めないが、原付バイク、自転車通学者については、安全性を考慮し、ネックウォーマーに限り許可する。

**※学校指定のものに改造等を行った場合は、すべて再購入とする。**

### 3 頭髪指導について

(1)頭髪に関する規定について

ア 髪の長さについて

(ア)男子について

○前髪の長さは目にかからない。

○髪は自然に垂らし耳にかからない。また、ビン(もみあげ)は耳たぶの線より長くしない。

○後ろ髪は自然に垂らし襟にかからない。

○その他特異な髪型にしない。また、髭は伸ばさない。

(イ)女子について

○前髪の長さは目にかからない。

○後ろ髪は肩にかからない程度にする。長くする場合は結束する。

○肩の線より長い場合は、細いゴム(黒・紺・茶)で結ぶ。

イ 髪型等の禁止事項について

○パーマ、アイロン、アイパー、メッシュ、そり込み、眉毛のそり込み、エクステ、整髪料等を用いた異常なセット(リーゼント含む)等々

ウ 髪の色について

(ア)次の場合は、黒く染め直しをする。

○染色、脱色等を行った場合。

○黒く染め直しをしたが、部分的に残っている場合。

○一度でも故意に染色、脱色を行った場合やドライヤー、アイロン、パーマ等の使用で、入学時より赤いと判断された場合は、黒く染め直しをさせる

(イ)生まれつきの場合について

○入学後直ぐに担任へ申し出を行い、生徒指導課と保護者で協議し、今後の方向性について話し合いを行う。

(2)服装及び頭髪、「身だしなみ」等に類する規定違反について

○ピアス、カラーコンタクト、ネックレス、指輪、ブレスレット、髪飾り等のアクセサリーの着用。

○マニキュア、口紅、ファンデーション他化粧類、色つきリップクリーム等の使用。

○各種整形は、原則として禁止する。

(3)頭髪検査について

ア 頭髪検査は年8回、学年の風紀係を中心に学年単位で実施する。

イ 検査回数は、「初検」・「再検」・「最終検査」の3回とし、初検より7日以内に実施する。また、欠席者についての対応は、次の通りとする。

(ア)初検・再検のどちらか欠席 → 全体の指導と同様に初検実施より7日以内に合格する。

(イ)初検・再検の欠席及び全部欠席 → 出校した際に検査を行い、最低3日間の猶予を与え、それを最終検査とする。

ウ 最終検査不合格(当日の遅刻も含む)生徒には、生活改善指導を実施する。但し、改善されるまで自宅待機とし、指導は行わない。

エ 以下の場合、生徒部が主体となり改善されるまで自宅待機とする。また、改善後は生活改善指導を実施する。

(ア)長期休業中明けの極端な頭髪違反の場合

(イ)突発的な染色や刈り込み等の髪型で登校した場合

#### 4 携帯電話について

(1)校内(学校敷地内)での使用や時間の確認等を含め、携帯電話の使用は極力控える。

(2)携帯電話は基本的にカバンの中やロッカーに入れて管理する。ただし、移動教室等のある授業においては、その教科の判断の下、各自で管理する。

(3)校内において、歩きスマホや迷惑行為(音出し・通話・大勢でのゲーム)等を発見した場合は、その場で利用マナーに関する指導を行う。

(4)校内で撮影した静止画や動画をSNS等に投稿した場合は、懲戒を含む厳しい措置を行う。

(5)考查中に試験会場へ携帯電話を持ち込んだ場合は、停学(学校謹慎)とする。

## 5 交通指導について

### (1) 自転車の通学規定について

- ア 自転車通学希望者は、自転車通学届けとステッカーの代金をあわせて担任へ提出すること。  
また、自転車通学届については、入学後自転車通学希望者へ担任より配布する。
- イ 自転車通学者の義務について
  - (ア) 交通規則を遵守すること。
  - (イ) 令和5年4月1日の改正道路交通法の施行に伴い、本校では自転車乗車時のヘルメットの着用を義務付ける。
  - (ウ) 学校指定のステッカーを自転車後方カバーの見えるところに貼り付けること。また、ブレーキやライト等の整備を常に行っておくこと。また、反射板は必ず装着すること。
  - (エ) 「自転車通学」を行う生徒は、ヘルメットが白でない場合、防寒及び安全確保のため白を基調としたウインドブレーカーを着用すること。
  - (オ) 雨天時は、必ず雨合羽を着用すること。(カサさし運転は禁止)
  - (カ) 自転車置き場の指定された場所に置き、鍵を二重につける。また、校内での乗車はしないこと。
  - (キ) 交通事故・交通違反等を起こした場合は、速やかに学校に届け出を行い、「事故・違反報告書」を提出すること。
  - (ク) 自損事故に対応できる保険に各自で加入すること。
  - (ケ) 年度更新制のため、年度初めに必ず提出すること。

**※上記の項目を守れない場合は、自転車通学の許可を取り消すことがある。**

### (2) 原動機付き自転車(原付バイク)免許取得規定について

- ア 1年次の夏季休暇以降の取得を許可する。但し、保護者同意の上、所定の申請書を提出し許可を得ると共に授業に支障のない日(行事における代休等)であれば取得を認める。また、取得許可の有効期限は認可日より、6ヶ月間とする。それを超えて取得する場合は、再度申請し、許可を得ること。
- イ 免許取得後は、必ず10日以内に免許証のコピーを提出すること。また、免許証の確認は定期的に行う。
- ウ 上記に違反した場合は、懲戒処分とする。
- エ 自動二輪車の免許取得については、一切認めない。免許を取得した場合は、懲戒処分とする。また、生徒個人名義の自動二輪車を所有した場合は、売却を確認するまで懲戒処分の解除は行わない。(普通自動車等についても同様)

(3) 普通自動車免許取得規定について

ア 普通自動車運転免許取得に関する校内規定について

- (ア) 3年次における就職採用条件等や将来、普通自動車運転免許が必要であること。
- (イ) 2年次終了の時点で、卒業に必要な条件(単位修得数)を満たしていること。
- (ウ) 3年次一学期成績において、著しく成績不振でないこと。また、その後の考査等を含め、回復の見込みがあると判断できること。
- (エ) 頭髪・服装・指導無視等の校則違反が無く、学校生活においての基本的な生活習慣が確立していること。
- (オ) 許可申請の前月まで校納金等が完納されていること。
- (カ) 7月に実施する「自動車学校入校及び普通自動車免許取得の為の説明会」に保護者同伴で必ず出席すること。また、保護者同意で、別紙「自動車学校入校及び普通自動車運転免許取得申請書」を提出すること。

イ 自動車学校入校および通学について

- (ア) 自動車学校の入校は、3年次の夏季休暇以降とする。また、別紙「自動車学校入校及び普通自動車運転免許取得申請書」を提出し許可を得ること。
- (イ) 自動車学校通学時の約束事項について
  - a 長期休業中に通学できるよう計画を立てること。但し、長期休業中以外に通学する場合は、授業や学校行事を最優先とし、学校生活に支障が無いようにする。
  - b 各考査期間、補習、追試及び考査前(考査初日から3日前)の通学を禁止する。考査最終日の放課後からは、禁止の対象としない。また、追試・補習の場合は、すべてが終了するまで通学を禁止する。
  - c 教習ノート(受講の日時が確認できるもの)等を定期的に検査する。

**※ 上記の約束事項を違反した場合、自動車学校への入学許可を取り消し通学禁止とする。**

ウ 自動車学校卒業後の普通自動車運転免許証の取得(交付)手続きについて

- (ア) 普通自動車運転免許証の取得(交付)手続き開始は、夏季休暇以降とする。
- (イ) 免許証取得後は、取得日から10日以内に免許証のコピーを提出する。

エ 免許取得後の遵守事項について

- (ア) 普通自動車を運転しての通学は、絶対に認めない。また、保護者同伴時でも運転は禁止する。
- (イ) 生徒個人名義の普通自動車を所有しない。
- (ウ) 上記に違反した場合は、懲戒処分とする。

#### (4)原動機付き自転車(原付バイク)通学規定について

##### ア 通学の条件について

- (ア)通学については、1年次の夏季休暇明けより、保護者同意の上、「原動機付き自転車通学届」を提出し許可を得ること。また、原動機付き自転車は、本人所有のものであり、自賠責保険及び任意保険に必ず加入すること。
- (イ)高校生としての生活態度が良好であること。また、部活動、生徒会活動等で下校時間が遅くなる者とする。

##### イ 遵守事項について

- (ア)許可生徒は許可証を常に携帯しておくこと。また、本校が主催する安全点検・安全運転講習会に必ず出席すること。
- (イ)原動機付き自転車は、ノーマル車(純正部品等)のみ許可し、改造や道路交通法に違反するものは認めない。また、バイクを買い換えた場合は、速やかに届け出、所定の手続きを行うこと。
- (ウ)暴走行為や二人乗り等、道路交通法に違反する行為は絶対にしないこと。
- (エ)警察の指導により、ヘルメットは白を基調としたフルフェイスを着用する。
- (オ)交通事故・交通違反等を起こした場合は、速やかに学校に届け出を行い、「事故・違反報告書」を提出すること。
- (カ)原動機付き自転車通学届けは、年度更新制なので、年度初めに必ず提出すること。

##### ウ 遵守事項に違反した場合について

- (ア)暴走行為については、退学を含む懲戒処分とする。
- (イ)本校での安全点検・安全運転講習会等に出席しない生徒は、バイク通学を禁止する。
- (ウ)バイクを改造した場合は、元に戻すまでバイク通学を禁止する。
- (エ)その他の遵守事項に違反した場合は、懲戒処分とする。

## 6 その他の規律について

### (1)校内における規律について

- ア 登下校時は、如何なる場合でも学校指定のカバンを持って登下校を行うこと。また、登校時間は通常の場合、8時40分までとし、時間に余裕を持って教室へ入室すること。
- イ 常に生徒必携を携行すること。
- ウ 朝食を食べ登校し、できる限り弁当を持参すること。
- エ 各自の所持品にはすべて年、組、氏名を明記し、常に保管に注意すること。また、教科書、ノート等の勉強道具については、持ち帰る習慣を身に付けること。
- オ 必要以上の金銭や貴重品は持参しないこと。
- カ 生徒間の金銭の貸し借りは慎むとともに、自転車や原付バイク、ゲーム機等の売買は絶対にしないこと。
- キ 遺失物や拾得物があった場合は、速やかに担任または生徒指導課に届け出ること。

ク 登校後は、無断で校外へ出ないこと。もし校外へ出る必要がある場合は、担任の許可を得ること。

(2) 校外における規律について

ア 常に「鞍手竜徳生」としての誇りを持ち、自覚ある行動をとること。

イ パチンコ店、雀荘等の遊技場への立ち入りはしないこと。

ウ 校外で起こった事故等は、速やかに担任へ報告すること。

(3) 交通機関等の関係で、保護者の送迎が必要な場合は、正面玄関を使用せず、東側裏門の広い駐車場までとし、乗降場所にて降車する。また、本校横のセブンイレブンでの待ち合わせや駐車は、一般のお客様に迷惑になるため絶対にしないこと。